

失効した公認審判員資格の再取得について（お知らせ）

2021年4月 審判委員会

昨年度8月より再取得が認められましたので、希望される方は、申請書と費用を審判委員会へ提出して、手続きください。

○該当者と再取得の条件—公認審判員資格登録規程第7条(1)(4)に該当する方で、条件は以下の通りです。

(1)審判員資格登録を更新しないとき

→失効していた更新回数分（但し2回まで）の資格登録料と支払っていない年度の会員登録費、及び再取得費（各級の取得時の資格申請認定料）を支払うことで認める

*資格申請認定料は3級2,000円・2級3,000円・1級4,000円

(4)本会の会員でなくなった（会員登録をしなかった）とき

→支払っていない年度の会員登録費を支払うことで認める

○費用及び支払先—会員登録が継続され、今年度登録が完了している場合は、各級の登録料+申請料+消費税10%+事務手数料(1,000円)を含め、以下の費用になる。

3級—5,000+2,000+700+1,000=8,700円

2級—7,500+3,000+1,050+1,000=12,550円

1級—15,000+4,000+1,900+1,000=21,900円

*会員登録が継続されていない場合、抜けた年度分の支払いが発生します。

*振込先—京葉銀行 八幡支店 普通預金 口座番号3982751

丸山秀之（マルヤマヒデユキ）

○手続き方法—申請書に記入し（印鑑不要）、振込明細票のコピーを同封して、

審判委員会・担当者に郵送する。（FAX不可）

*条件に該当するか確認させていただきますので、事前にメールで相談ください。

*提出先—〒290-0062 市原市 八幡 903-1

千葉県バドミントン協会 審判委員会 丸山秀之（宛）

○問合せ先—審判資格登録担当・丸山秀之

携帯：070-4082-6945 メールアドレス：c.badshin@gmail.com